

京都市告示第564号

京都市上京区二本松町の一部、弁天町の一部、東神明町の一部、田村備前町の一部、田中町の一部、新御幸町、白銀町、坤高町の一部、分銅町、下丸屋町の一部、中村町の一部、山本町の一部、天秤丸町、西辰巳町の一部、秤口町、南清水町の一部、金馬場町、西天秤町の一部、天秤町、東天秤町の一部、一町目の一部及び浮田町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

令和2年2月7日

京都市長 門川大作

1 地図及び簿冊の名称

京都市上京区二本松町の一部、弁天町の一部、東神明町の一部、田村備前町の一部、田中町の一部、新御幸町、白銀町、坤高町の一部、分銅町、下丸屋町の一部、中村町の一部、山本町の一部、天秤丸町、西辰巳町の一部、秤口町、南清水町の一部、金馬場町、西天秤町の一部、天秤町、東天秤町の一部、一町目の一部及び浮田町の一部の地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和2年2月9日から同月28日まで

3 閲覧場所及び時間

場所	期間	受付時間
二条城北小学校会議室 京都市上京区浄福寺通下 立売下る中務町487番地	令和2年2月9日、23日	午前10時00分から 午前11時30分まで、 午後1時00分から 午後3時30分まで
元教業小学校	令和2年2月10日、	午前10時00分から

北校舎3階 1教室 京都市中京区大宮通御池 下る 三坊大宮町121-2番地	12日から14日まで, 17日から21日まで, 25日から28日まで	午前11時30分まで, 午後1時00分から 午後3時30分まで
--	--	---------------------------------------

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、京都市長に対し、訂正の申し出をすることができます。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

(行財政局資産活用推進室)